

鳥取県公報

平成 23 年 11 月 1 日 (火) 第8342号

毎週火・金曜日発行

			目	次	
\Diamond	告	示	大規模小売店舗の新設の届出 (610) (経済通路	通商総室)・・・・・・・・・・・ 2	
			大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (611	.11) (") • • • • • • • • • • • • • • 3	,
			大規模小売店舗の廃止の届出 (612) (〃)・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
			家畜商法による講習会の開催 (613) (畜産課)	果)・・・・・・・・・・・・・・・ 5	;
			公共測量の実施 (614) (技術企画課)・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • 5	j
			特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (615	15) (東部総合事務所県民局)・・・・・・5	j
			特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	申請 (616) (〃)・・・・・・・・・・6	j
			障害者自立支援法による指定障害福祉サービス	ごス事業者の指定	
			(617) (中部総合事務所福祉保健局)・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • 6	j
			障害者自立支援法による指定障害福祉サービス	ごス事業者の指定	
			(618) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・		
			収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(619	19) (会計指導課)・・・・・・・・8	;

示

鳥取県告示第610号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者 から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月1日

鳥取県知事 平 井 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) サンマート新郡家店

八頭郡八頭町宮谷191-1外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表 者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社サンマート 代表取締役社長 岩崎 陽一 鳥取市湖山町東二丁目133
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社サンマート 代表取締役社長 岩崎 陽一 鳥取市湖山町東二丁目133
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年7月10日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1.400平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 94台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 91平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 14.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後6時まで
- 7 届出年月日

平成23年10月19日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成23年11月1日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県民局

八頭郡八頭町郡家493 八頭町建設課

11 意見書の提出

八頭町の区域内に居住する者、八頭町において事業活動を行う者、八頭町の区域をその地区とする商工会そ の他の八頭町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提 出することができる。

鳥取県告示第611号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か ら同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同 法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト米子店

米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2、1327-3、 1327-4、1328、1329及び1330-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2-3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 福井県福井市順化二丁目26-23 株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 変更後 福井県福井市新保町2-3 株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎

4 変更年月日

平成23年9月1日

5 変更する理由

小売業者に変更があったため

6 届出年月日

平成23年10月7日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成23年11月1日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第612号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積(以下「基準面積」という。)以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ境港

境港市竹内団地280

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1-36

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 6,333.75平方メートル 変更後 837平方メートル

4 基準面積以下となった年月日

平成23年9月10日

5 基準面積以下とする理由

基準面積(1,000平方メートル)以上の物販店舗が維持できないため

6 届出年月日

平成23年9月5日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の廃止届出書

8 縦覧に供する期間

平成23年11月1日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000 境港市産業環境部商工農政課

.....

鳥取県告示第613号

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成23年11月1日

井 鳥取県知事 平 治

1 開催日時

平成23年12月14(水)及び同月15日(木)午前9時から午後5時まで

2 開催場所

倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所第204会議室

- 3 講習の科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続
 - (1) 受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部畜産課及び鳥取県ホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/)にお いて交付する。

(2) 受講申込方法

(1)の受講申込書に、写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5セ ンチメートル×横3.0センチメートルの大きさのものとする。)及び講習会受講手数料(3,540円)に相当す る額の鳥取県収入証紙を貼り付けて、平成23年11月30日(水)までに5の場所に提出すること。

5 受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部畜産課

電話 0857-26-7290

鳥取県告示第614号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次の とおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により 告示する。

平成23年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(鳥取市都市計画図(数値地図2,500)修正業務)
- 2 作業期間 平成23年9月12日から平成24年3月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市全域

鳥取県告示第615号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年12月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月1日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 申請のあった年月日
 平成23年10月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人季の風
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名豊田 吉彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市松並町一丁目219
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、就労継続支援に関する事業を行い、社会福祉 に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第616号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成23年12月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月1日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 申請のあった年月日
 平成23年10月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなの家
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

檜山 智秋

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市鹿野町鹿野2999-6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、児童及びその保護者を対象に障害児を含む児童の健全育成を行う事業、高齢者を含む障害を持つ人とその家族を対象に生活支援を行う事業、また、障害の有無に関わらず地域住民に交流の場を提供する事業を行い、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

特定非営利活動に係る事業

鳥取県告示第617号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月1日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
医療法人十字	倉吉市瀬崎町	医療法人十字会訪問	倉吉市瀬崎町2714-	同行援護	平成23年11月
会	2714 - 1	介護ステーションの	1		1 日
		じま			
株式会社ニチ	東京都千代田	ニチイケアセンター	倉吉市東巌城町120		
イ学館	区神田駿河台	倉吉	-1	"	"
	二丁目 9				
JJ.	JJ	ニチイケアセンター	東伯郡北栄町西園	,,	II.
"	,,,	大栄	506-1	"	"
社会福祉法人	東伯郡北栄町	ヘルパーステーショ	東伯郡北栄町弓原	同行援護、行	
トマトの会	北条島366-	ントマト	340 — 1	動援護	"
	7				
合同会社ふれ	東伯郡北栄町	合同会社ふれあい	倉吉市東巌城町112	就労継続支援	11
あい	国坂279			A型	"

鳥取県告示第618号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定 したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
医療法人養和	米子市上後藤	訪問介護仁風荘こう	米子市紺屋町104-	居宅介護、重	平成23年11月
会	三丁目 5-1	やまち	2	度訪問介護、	1 日
				同行援護、行	
				動援護	
NPO法人ス	西伯郡南部町	ヘルパーステーショ	米子市高島28-1	居宅介護	IJ
タート	東町243	ンすたーと			"
有限会社ケア	米子市両三柳	ケアサービス米子訪	米子市両三柳267	同行援護	IJ
サービス米子	267	問介護事業所			"
株式会社ニチ	東京都千代田	ニチイケアセンター	米子市加茂町二丁目		
イ学館	区神田駿河台	米子	113	"	"
	二丁目 9				

,,,	,,	ニチイケアセンター	米子市上福原三丁目	"	"
,,	"	米子東	8 - 1	"	"
社会福祉法人	西伯郡日吉津	社会福祉法人日吉津	西伯郡日吉津村大字		
日吉津村社会	村大字日吉津	村社会福祉協議会指	日吉津973-9	"	IJ
福祉協議会	973 — 9	定訪問介護事業所			
社会福祉法人	西伯郡南部町	セルプひの	日野郡日野町根雨	就労継続支援	II.
祥和会	福成3293		341 — 1	B型	"

鳥取県告示第619号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成23年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成23年10月31日	米子市角盤町二丁目1-5	株式会社山陰合同銀行 米子中央出張所